だい かいしょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ ねん がつ にち ぎ じょうろく 第19回 障 がい者制度改革推進会議(2010年9月6日)【議事要録】

き じ しょうがいしゃきほんほう かいせい 議事 障害者基本法の改正について

基本法総則として盛り込むべき事項

t くてききていとう みなお しょめんいけん (**1.目的規定等の見直し・・・主な**書面意見)

ではまうがいしゃ けんり じつげん ほうりつ であることに触れるべきであるとの意見が多数。

| けんりじょうやく きてい そんちょう けんりじょうやく もくてき たつせい けんりじょうやく げんきゅう 権利条 約の規定を尊 重する、権利条 約の目的の達成、権利条 約に言 及すべきなどの はけん しょうがいしゃふくし ことば みなお まま いけん ふくすう 意見や、障害者福祉という言葉は見直すべきとの意見が複数あった。

かった。 分け隔でなく、障害を受容する社会の形成などの言葉を目的に入れるべきとの意見、また ひとな 人並みに暮らすことができる社会を実現する、関係者との連携による共助という趣旨などを 入れるべきとの意見があった。

ではまっかいしゃきほんほう りねん しめ で 書 者基本法は理念を示すとともに司法審査において判断基準となるべきとの意見や、 たいしょう で まのある子どもも対 象とすることを明らかにすべきとの意見もあった。

(**2 . 「障害者」の定義の見直し・・・**主な書面意見)

でがししつちょう しゃかい けんりじょうやく (東 室 長 によるこれまでの議論の整理)制度の谷間を生まない、社会モデル、権利条 約 がんけいじょうこう ねんとう あ かんけいじょうこう ねんとう あ かんけい はったい はっかい きのう 関係条 項を念頭に置くべきという3つの観点には異論がない。権利条 約では障 害は機能 きのうしょうがい はっせい で 害から発生するのではなく、機能障 害のある人と社会的障 壁との相互作用であり社会 さんか さまた ちょう しょう かい なに ていぎ ま かんまんがい さまた ちゅうしょうがい なに ていぎ ま かんかい さまた ちゅうしょうがい なに ていぎ ま かんがい さまた ちゅうしょうがい なに ていぎ ま かれていない。

身体、知的、精神などの区別は撤廃すべきとの意見がある一方、感覚障害などの個別 とようがいめい くわ 障害名を加えるべきとの意見もあり、規定の仕方については必ずしも見解が一致していない。

しょうがいしゃ ていぎ ふょう 障害者の定義は不要であるとの意見もある。

(3.(1)障害を理由とする差別の定義・・・主な書面意見)

合理的配慮に関する規定を盛り込むほかに直接差別、間接差別や、補助者、保護者への差別、 せつきょくてきさべつぜせいさく ていぎ ひつよう 積極的差別是正策も定義する必要があるという意見や、区別されることによる不利益や意図 とは無関係に発生した場合も差別に含めるべきであるという意見もあった。

差別の定義は基本理念とは別個の条項で規定すべきとの意見や、「障害を理由とする きべっ」ではなく権利条約の規定に沿って「障害に基づく差別」とするべきとの意見があった。こうした定義を規定した上で、差別禁止のための法律を整備すること、差別に対する救済制度についての規定が必要だとの意見があった。

(**3 .(2) 差別事例の収** 集、公 表・・・主な書面意見)

きべつじれい しゅうしゅう こうひょう ひつようせい はんたい いけん な 差別事例の収 集、公 表の必要性について反対する意見は無し。

権利条 約第8条 を受け障害に関する意識向上の項を設けて差別事例の扱いをその一部 じれい しゅうしゅう こうひょう さんせい こべつくたいてき じれい つっと とすべきである、事例の収集と公表には賛成だが個別具体的な事例によってはその都度 検討する必要があるなどの意見があった。

(4.(1)すべての基本的人権の事 有主体・・・主な書面意見)

自己決定権をあらゆる場面で保障すべき、虐待にさらされやすい存在であることを認識しいます。 本人は ままり こしん 医療を含めあらゆる場面での尊厳が保障されるべき、権利条 約17条の個人がそのままの ままたい で尊重される はまり ことを認い込みたい、日本社会のあるべき 定について明確なメッセージが必要だ、障害者権利条 約第28条の規定を踏まえ現行基本法の「その尊厳にふさわしい せいかっ ほしょう にほんしゃかい アンシュラ しょうがいしゃけんりじょうゃくだい じょう きてい ふ けんこうきほんほう しょうがいしゃけんりじょうゃくだい じょう きてい ふ けんこうきほんほう とんげん としょう はいかっ ほしょう にほんしゃかい からまる はいっき はいかっ ほしょう しょうがいしゃけんり じょうゃくだい じょう きてい ふ けんこうきほんほう とんげん としょう はいかっ ほしょう しょうがい 大人り はいかっ ほしょう はんり ゆう という表 現は残すべきなどの意見があった。

(4.(2)自己決定に基づく社会参加・・・主な書面意見)

支援付きの自己決定を明示すべき、自己決定に必要な援助を受けることも権利である、 じこせんだく けんり にしょう こと である、 自己決定に必要な援助を受けることも権利である、 しこせんだく けんり にしょう こと である、 自己 選択の権利も保障されるべき、強制入院は自己決定を奪うもので自己決定を絶対要件とすべきである、あらゆる分野に参加する権利と必要な支援が保障されるべきなどの意見があった。

(4.(3)自ら選択する言語及びコミュニケーション手段の利用・・・主な書面意見)

しゅわ ひまんせいけんご けんご すべにん ふかけっ 手話と非音声言語が言語であることの確認は不可欠だということについては異論が無い。

コミュニケーションの定義の中にトーキングエイトや人的支援も含めるべきであるとする
いけん
意見があった。

言語及びコミュニケーションの手段は聴覚、聾、視覚だけではなくて知的障害者にも保障されるべき、発声や言語に障害のある人などについても言及すべきとの意見があった。

言語とコミュニケーション手段への権利性を明らかにする条 文を新設することについて、 しょうがいしゃ しょうがいしゃ しょうがいしゃ でき 書が障 害のない人と等しく人権を保障されるという観点から、自ら選択する言語やコミュニケーション手段を使用するという自由権利的な側面と、選択した言語やコミュニケーション手段による支援を求める社会権的な側面の双方について意見が出された。

まずか せんたく ちいき じりつ せいかつ いとな 自ら選択した地域で自立した生活を営むことの権利性を明確にすべきというのが多数意見だった。

(4.(5)障害のある女性に対する配慮・・・主な書面意見)

「けんりじょうやくだい じょう しゅし はんえい きてい もう しょうがいしゃ ひょうき 権利条 約第6条の趣旨を反映した規定を設けるべき、「障害者」という表記ではなく しょうがい も だんせい じょせい ひょうき いけん 「障害を持つ男性、女性」という表記にすべきとの意見があった。

(4.(6)生活の実態に応じた施策の実施・・・主な書面意見)

この設問を「生活の実態に基づく施策の策定と評価」とすべきである、障害者に関する

ていきてきけいぞくてき じったいちょうき じっし しきく さくてい じっし いっぱんこくみん ひかくかのう せいかっじったいちょうさ
定期的継続的な実態調査を実施し施策の策定と実施は一般国民と比較可能な生活実態調査に

まさ まこな まこな まう いけん
基づいて行うべきとの規定を設けるべきであるなどの意見があった。

(4.(7) 施策の策定及び実施への当事者意見の反映・・・主な書面意見)

当事者意見を施策に反映するための方法の例示や意見の反映状 況を公 表することを規定するべき、地方自治体などでの参加や知的障 害・精神障 害・発達障 害・慢性疾患に伴うしょうがい かそく だんたい けつせい うんえい たい はっちんか つよ しょうがいしゃだんたい かそく だんたい けつせい うんえい たい に 害のある人の参加を強めるべき、障害者団体や家族の団体の結成と運営に対して国や自治体が支援するのが

のぞ しょうがいしゃ かん しさく さくてい じつし しょうがいしゃだんたい さんかく ほしょう きてい 望ましい、障害者に関する施策の策定と実施において障害者団体の参画を保障する規定を もう しょうがいしゃ さんか たん いけんひょうめい せいさくけつてい さんかけん せいとてき ほしょう ひけん でき、障害者の参加は単に意見表 明にとどまらず政策決定への参加権を制度的に保障するものであるべきなどの意見があった。

た。 (その他の意見・・・主な書面意見)

はうけつ めいしょう しょうがいしゃ じんけん ぼしょう そんげん そんちょう しょうがいしゃ きべつ きょうせいしゃかい 法律の名 称を、障害者の人権の保障と尊厳の尊 重、障害者への差別のない共生社会 でっぱん はか かんてん へんこう ひつよう いけん の実現を図る観点から、変更する必要があるとの意見があった。

ではますがい ではませい まな しょうがい で 害のある女性と同じく障 害のある子どもについても配慮が必要だとの意見、親への しゅうぶん しょえん かいかくか どうじ きょういく ぎゃくたいとうはばひろ ぶんや しょうがいじ た 十 分な支援とモニタリングを明確化すると同時に教 育・虐 待等幅広い分野で障害児が他の じょう どうよう びょうどう あつか けんり めいぶんか ひつよう いけん りとう とうとう あっか けんり めいぶんか ひつよう いけん りひょう とう とう とう とう とう とうとう あっか けんり めいぶんか ひつよう いけん りしょう とり とう とうとう あっか けんり めいぶんか ひつよう いけん

国際協 力に関して障害者基本法にも権利条 約を反映した規定を設けるべき、障害 かん しょく こくさいてききじゅん せいごう どうじ こくさいてききじゅん かった きょ こうけん に関する施策が国際的基準に整合すると同時に国際的基準の普遍化に寄与・貢献するものであることを明記すべきなどの意見があった。

にようがいしゃしゅうかん かん くたいてき しさく かんけい そうそく では 書き 者週 間に関して、具体的施策に関係するから総則にはなじまない、現行基本法の

「障害者の福祉」という言葉を「障害者の権利と尊厳の確保及び促進」とするべきとの意見があった。

ではようがいしゃきほんけいがく かん げんこうだい じょう くたいてき しさく 障害者基本計画に関して現行第9条は具体的施策であるとともに、中障協は推進会議やモニタリング機関との関連など議論が必要で、総則にはなじまないとの意見があった。

最重度の障害者が他の障害者と平等な扱いを受ける権利を明文化すべき、これによりすべての障害者が社会の一員として当然の権利行使ができる環境を構築できるとの意見があった。

じょうがいしゃきほんほう けんりじょうゃく じょう そ こじん で 書 者基本法において、権利条 約17条に沿って個人をそのままの状態で尊重するといきてい しんせつ う規定を新設すべきとの意見があった。

しょうがいしゃ そうだんしえん きほんほう そうそく も こ で は ま 者への相談支援を基本法の総則に盛り込むべきとの意見があった。

こうりてきはいりょぎ む くにおよ ちほうこうきょうだんたい せきむ こうままうねし がつこうせつちしゃ か 合理的配慮義務は国及び地方公 共団体だけの責務ではなく事業主や学校設置者にも課されるから、総則に事業主の責務を規定すべきとの意見があった。

インクルーシブ社会の定義を規定すべきとの意見があった。

はつげん しょうがいしゃきほんぼう しょうがいしゃ はんい か げんざい しんたいしょうがいしゃふくしぼう べつびょう きてい (発言)障害者基本法で障害者の範囲が変われば現在の身体障害者福祉法の別 表の規定は明らかに抵 触するが、この規定を変える効果が基本法にあるのか。この規定に合わないとして、現行基本法10条の法制上の措置に従って手帳の給付が拒否された時、これを無効にして権利を守るには10条を改正する必要がある。

(発言)社会福祉は社会開発の領域で論じられるようになり、権利条約では福祉は健康 じりつ じそんしんとう とも で や自立、自尊心等と共に出てくる。福祉という用語を使うことで権利を増進するのか、政府の せきにか 責任はどこなのか等がうやむやになるので、これを使うことはやめるべきだ。 (発言)国と自治体の責務に加え、事業主及び国民の責務も明示し、国を挙げて取り組むことを示すべきだ。福祉という言葉の再考をという意見があるが、これを一切使わなくなるというは、切り場合は混乱する。基本法の議論に当たっては、自治体現場での障害者福祉サービスや施策に一定の敬意をもちつつ、提案を頂きたい。

(発言)福祉という用語は広く使われているが、その場に応じた言葉で表した方が障害者の権利を進めるにはよいのではないか。

(発言)福祉という言葉が、1つは雇用や教育等と並ぶ施策の分野として、もう一つは幸福というような意味で使われている。後者は世界の潮流とは、ずれているので、今回の改革でなくしていく必要がある。あいまいに「福祉の向上」などと言うことなどはなくすべきだ。

(発言)権利としての福祉、社会権の具現化としての福祉という使い方が必要だ。障害者をほんほう 権利としての福祉、社会権の具現化としての福祉という使い方が必要だ。障害者基本法の前文、目的、定義、基本理念に今までにはない新たな社会を構築するということを意識的に盛り込む必要がある。そういう視点で、インクルーシブな社会は共生社会と定義できないか。そして、共生社会の定義としては多様性を認め合うだけではなく、障害者を受容することによって社会が変わるという文言を入れてもらいたい。また、各論で権利の規定に関して盛り込めないなら、基本理念は可能な限り具体的な権利規定である必要がある。基本理念の中で共生社会とはこういう社会だ等と書き込む必要がある。

基本法各則について

はいったくもんだい は まい きいきいこう まいき じりっせいかつ かんてん しょうがいしゃ 住 宅問題をどう位置づけるかについて、地域移行や地域での自立生活の観点から、障害者 が利用できる住 宅の確保とそのための支援が重 要である。(ほぼ全員共 通して)

まんかんじゅうたくりょう 民間住 宅利用における問題点としては、 借 用拒否とか入 居拒否の問題点、 入 居し かいそう ても改造について拒否される、出るときに現 状回復が難しいことがある、 入 居後の家主 や近隣とのトラブルなどが指摘された。

こうえいじゅうたくりょう ないだいてん 公営住 宅利用における問題点としては、 公営住 宅法施行令第6条の相対欠格条 項という問題、 市街地から遠い距離にあり公 共交通機関が利用できなければ社会生活ができない、 障害者住 宅自体が少ない、または1階に限られて他の入居者と交 流できない、たんしんせたいよう じゅうたくすう ふそく 単身世帯用の住 宅数が不足している等が指摘された。

こうできほしょうせいど りょう こくどこうつうしょう しょかん こうれいしゃじゅうたくざいだん いたく 公的保証制度の利用については、国土交通省が所管する高齢者住 宅財団に委託された きちんほしょうせいど ぶつけん しょうがいしゃ にゅうきょ けいえん じょうけん なまるばに 財団と契約した物件で障害者の入居を敬遠しないという条件が

ゃぬし か 家主に課されるので、利用実績が少ないという問題点がある。

して生活する前の生活訓練の場として機能している、多様な地域の住まいの一形態として性置づけた施策が必要、通 常の住まいへのステップ的な居 住形態として位置づけるなどの意見が多かった。(多数意見)一方で、グループホームやケアホームは住 宅ではない、ひとざとはなり、はしょなせっちいます。 にゅうしょしゃかり 人里離れた場所に設置されるなら入所者と変わらない等の意見があった。また、グループホームやケアホームでも居宅支援サービスが利用できるようにすべきだ等の意見があった。

こうえいじゅうたく かん いけん いか 公営住 宅に関しての意見は以下のようなもの。 障害者の優先入 居を図るべき、 障害 のない人たちとの交 流ができるような設置基準が必要、 家賃補助が必要、 公営住 宅でも高くし まるくし も福祉サービスが使えるようにすべき、 ユニバーサルな構造の住宅が普及されるべきだ。

まじゆうしえん ちいき 居 住支援の地域ネットワーク形成に関して行 政に求められるものについて以下の意見が きょじゅう かん そうだん たいせいせいび じんてき こうちく かん ざいせいしえん ふく あった。 居 住に関する相談の体制整備、 人的ネットワークの構築に関する財政支援も含めた条 件整備、 災害時の要援護者に対する個別支援プランの充 実に向けた個人情 報の開示 の検討を含めた取組み、 全市町村で使える居 住サポート事業。

現行基本法の問題点についての指摘は以下の通り。 障害者が地域で暮らす権利やどこでだれと住むのかの選択といったことが記されていない、 当事者のニーズ把握と個別課題へのたいますが応策の検討及び実施に関する規定が必要、 現行法17条の規定は全面的に改正し、とうじしゃさんかく ちょく しょく じっこうせい たんぽ 当事者参画の下に施策の実効性を担保すべき。

(発言)権利条 約の第19条にある地域で暮らす権利や、居住地を選択しどこでだれと住む かを選択する機会を確保することが必要だ。公営住 宅の相対欠格に加えて、民間賃貸住 宅でも入 居差別の実態がある。

(2.文化・スポーツ等・・・主な書面意見)

文化・スポーツへの参加と享 受の意義を認め、障 害のある人にも障 害のない人と同様にほしょう (意見を提 出した委員全員)権利条 約では享 受と参加を書き分けているので、この点も意識する必要がある。

文化とスポーツは分けて議論すべきとの意見が多数だった。文化は分離が例外的であるべき だがスポーツは分離が例外とはまでは言えない、合理的配慮の内容や調整方法が本質的に 異なるなどによる。一方で共に論じるべき、または論じることは可能だとの意見もあった。

レクリエーション、余暇、観光についても触れるべきだとする意見が多数だった。権利条 約でも触れている、これらは生活を豊かにし 心の健康づくりにも大きな役割を果たす、問題が対けつのうりょく解決能 力やエンパワーメントの向 上にもつながるからということだった。

多くの委員が、文化やスポーツを行う上での物理的な環境や社会的環境等について問題があるとし、情報保障などの環境整備が不十分、著作権法上の制限がある、施設を利用する上での制限があるなどの指摘があった。

多くの委員が、文化やスポーツを行う上で利用拒否などの問題点があるとし、一般のマラソンに車いすで参加しようとして拒否された、一般スポーツ教室などで参加を拒否された、設備が整っていないから利用できないと言われた、などの指摘があった。

文化やスポーツを行う上でどのような行政的な支援について、啓発、施設整備、財政的なしまた。 しゅだん かくほ じょうほうほしょう ちいきかんかくさ かいしょう してき 支援、コミュニケーション手段の確保や情 報保障、地域間格差の解 消などが指摘された。

ではいうえ いつばん 行 政上、一般のスポーツと障害者スポーツは同じ省 庁が担当すべきであるという意見 たますう かった。 省 庁横断的な仕組みをつくるべき、相互補完的に取り組むべきとの意見もあった。

現行の障害者基本法の問題として、以下の意見があった。 文化的な生活への参加が権利であることが明文化されていない、 現行法の第7条の障害者週間は国民への周知がであることが明文化されていない、 現行法の第7条の障害者週間は国民への周知が少ない、 障害者 スポーツや文化活動を進めている団体などのヒアリングが必要だ、 聾者 アスリートは障害の社会への理解などが不十分であるため競技を続けることが困難になっている等。

はつげん しみん きぎょうとう つと ひと しょうがいしゃ (発言)市民や企業等に勤める人の障害者スポーツへの理解が不足している。特別支援学校 の教職員には障害者スポーツを支援する人が多いが、国内外の大会や強化合宿に参加するには長期間休む必要がある。しかし、学校や企業の理解が難しく長期休暇が認められないことがある。障害者がスポーツや文化をすることに関する環境整備が必要だ。また映画について、一般の映画館では日本映画に字幕がないため、聴覚障害者は日本映画を楽しむことができない。外国映画しか見られないということで選択肢が狭まれている。アメリカでは映画等のDVDに字幕をつけることが義務づけられているが、日本は義務になっていない。(経済産業省の管轄)

(発言)総合スポーツフェスティバルと障害者運動会を同日に同様の場所で開催することにしたところ、障害種別や年齢により多様な形が求められるはずが、障害のある人が参加することで体力的、身体的に幅にい人がスポーツと接する機会になっている。特別支援である。
つことで体力的、身体的に幅にい人がスポーツと接する機会になっている。特別支援である。
の高校生や就職している発達障害や知的障害のある若者と話す機会があり、クラブ活動でスポーツを通じて先輩後輩関係や友人関係が深まった、大会を通じチームワークが磨かれたとの話で、スポーツ等のクラブ活動の意義が再確認された。そのうちの1人は、得意な絵画を学び、文化活動を就労に結び付ける可能性を語ってくれた。文化・スポーツに障害のある人が参加することで、多様な出会いや交友関係が広がり、青少年の能力や才能が雇用につながる可能性もある。

(**3.障害の予防・・・**主な書面意見)

しょうがい よぼう たい きほんてき かんが かた で 害の予防に対する基本的な考え方としては、障 害はあってはならないものという否定的 しょうがいかん いろこ はんえい な障 害観が色濃く反映されているため削除すべき、この規定をそのまま残すことについては はんたい いけん たすう 反対という意見が多数だった。

ではまうがい よぼう きてい とくしつ じゅうぶん けんとう しんちょうろん じんちょうろん で 害の予防の規定をなくすことの得失を十 分に検討すべきという慎 重 論もあった。

ではいるがいの予防を削除した上での項目立てとしては、「医療、保健及びリハビリテーション」 「保健サービスへのアクセスまたは保健サービスの利用」「医療、介助、リハビリテーション及び ハビリテーション」「早期発見、療育、二次障害の予防」「平等な医療的ケアを含んだ障害者の保健、健康」「ハビリテーションを含むリハビリテーション」「健康」「『健康』と『リハビリテーション』 の 2 本立」などの意見があった。

現行障害者基本法は医療・介護・リハビリテーションについて一括して規定しているが とくりつ 独立させるべき、障害の原因の予防を一般公衆衛生の中で論じることを明記すべき、難病 は障害の定義に含まれることを前提として改めて規定の仕方を検討すべきなどの意見があった。

にようがい そうきはつけん そうきちりよう じゅうようせい ひてい にけん 常の早期発見、早期治療の重要性を否定する意見はなく、これと障害の予防を切り離して考えるべきとの意見が多数だった。早期発見、早期治療が予防に役立つとの意見もあった。

なんびょう しょうがい い to うえ ひつよう いりょう ふくし しさく きてい いけん はお 難 病を障 害に位置づけた上で必要な医療や福祉の施策を規定すべきとの意見が多かった。

(発言)水俣病のような水銀による汚染はなくても、地球全体がある意味では水銀に汚染されているとも言える。障害の原因の予防をどう考えるか、議論が必要だ。

(発言)優生思想と予防医学との違いを整理する議論が必要だ。またリハビリテーションは しゃかい まる 意味では社会に合わせることで、インクルージョンとの関係では否定されるのではないか。

(発言)精神障害では疾病の早期発見によって障害が予防されるが、病気の理解が不十分なために早期発見ができずに障害につながってしまう。

(発言)早期発見、早期治療は障害の予防のためではなく、早期のインクルーシブな支援 という観点で、必要な支援を早期から得られるという形にするべきだ。

(発言)障害の予防という条項を削除するのは賛成だが、それは基本法にそぐわないか ゅうせいしそう ちが しょうがい よぼう とりく らだ。優生思想とは違う障害の予防に取組むことは、今後の成熟した社会では必要だ。

(発言)早期発見は必要だが、障害は無いにこしたことがないという考えにつながりおかしい。公衆衛生という言葉は社会の健康を指すので、個人の権利と両立しないこともあり得る。

(発言)障害の予防としてしまうと、障害のある人にとっては自己否定につながる。障害 の予防が意味するのは障害の原因の予防であり、障害を起こす状況の予防である。

(発言)障 害の予防という時、従 来は障 害をマイナスにとらえているので現行基本法の まてい はず この規定は外すべきだ。障 害は社会にあり、社会の障 害を予防するという観点で議論すべきだ。

はつげん こうしんこく ちょうかくしょうがいしゃ おお ちゅうじえん てきせつ ちりょう う (発言)後進国の聴 覚障 害者の多くは中耳炎の適切な治療を受けていれば予防できた。 しょうがい げんいん よぼう かのう そうきはつけん そうきちりょう じゅうよう ちょうかく いじょう たい じんこうないじ 管 害の原因の予防は可能で、早期発見、早期治療は重 要だ。聴 覚に異常に対して人口内耳

という治療があるが、今後は再生医療も大きな可能性がある。治療の選択肢が多様にあるこ ひつよう とが必要だ。

(4.ユニパーサルデザイン・・・主な書面意見)

ユニバーサルデザインの意義と効用については、インクルーシブ社会の実現に大きな意義があるとの意見が多数だった。一方、多様な特性に対応できるような補完が必要との意見もある。

障害やニーズの多様性、差異の尊重との関係については、これらとは矛盾しないとの意見 たますう かんてん ちょうがいしゃ こべつ しゃかい せきにん かいしょう かんてん ちいまい がんてん ちいまい がら数だが、障害者の個別ニーズを社会の責任で解消する観点を曖昧にするとの意見もある。

ユニバーサルデザインとバリアフリーもしくはアクセシビリティーとの関係については、 th にいた そうごほかんでき 前 2 者が相互補完的にアクセシビリティーを確保するというのが多数意見だった。また、バリアフリーとアクセシビリティーは特定のニーズに向けられたもので一般向けのユニバーサルデザインが補完関係にあるとの意見や、バリアフリーとアクセシビリティーがユニバーサルデザインの構成要素だとの意見もあった。

ユニバーサルデザインの対 象範囲は物品、サービス、整備、施設など生活のあらゆる分野 だとの意見が多数で、障 害種別やニーズに配慮した設計を排除すべきではないとの意見があった。

知的財産、特に著作権による利用制限がある場合、ユニバーサルデザインの観点からだいます。 ない でもアクセスできる仕組みが必要だという点では委員の意見は一致している。

企業等がユニバーサルデザインの商品等を開発する際の当事者参画については、計画、実施、 じつこう てんけん ひょうか しょち かいぜん かくだんかい たょう とうじしゃ いけん はんえい 実行、点検、評価、処置、改善の各段階で多様に当事者の意見を反映すべきとの意見があった。

ユニバーサルデザインの普及に向けては、促進・研究・開発のための基準を法制化する、 さいせいしえん ふく えんじょ けいはつこうほう ぜいせいうえ ゆうぐう そ ま ひつよう いけん 財政支援を含む援助をする、啓発広報、税制上の優遇措置などが必要との意見があった。

(発言)知的財産権のユニバーサル化は著作権者の権利の制限と保護の2つの側面があり、 ぜんしゃ ばあい ちょさくけんじゃ ぎせい うえ しょうがいしゃ りょう 前者の場合、著作権者の犠牲の上に障害者の利用アクセス権を保障することになる。どちら でユニバーサル化を図るかとは分けて考える必要がある。 (発言)障害者権利条 約ではアクセシビリティーの定義はなされておらず、この点の議論
ひつよう
が必要だ。アクセシビリティーは利用可能性という日本語訳より広い意味を含むのではないか。

(発言)電車には終点しか書いていないが、精神障害者で認知に障害がある場合、見知らぬ土地では行く駅が全部書いてあるボードが必要だ。これは一般の人にも共通することでユニバーサルデザインといってよい。

(発言)先日ある駅で「車いすトイレ」が「みんなのトイレ」になっていた。障害のある人 が使うものを市民が一緒に使うという発想で、お金をかけなくてもできることがあると感じた。

(発言) みんなのトイレはユニバーサルデザインだが、みんなが使うようになってアクセシビリティーが悪くなった。両 者の境 界 線がはっきりしない。

(発言)みんなのトイレになったために、繁急に使いたい障害のある人が使えずに困っている。ユニバーサルデザインはいいことだと一人歩きするのは危険だ。

(発言) $-\frac{100000}{100000}$ のトイレのバリアを残したままにして、限られた数の車いすトイレだけに様々なきのうった。 これに対したな機能を詰め込んだ全体のシステムの問題。ユニバーサルとは何か、またアクセシビリティーを確保するために当事者による評価やフィードバックの仕組みをどうつくるのか、議論が必要だ。

(発言)車いす用駐車場は他の者が使えなくして障害者のアクセシビリティーを確保しているが、トイレは一般に開放してユニバーサル化を図っている。この2つの流れの整理が必要だ。

き じ ごうどう さぎょう **法事 合同の作業チームについて**

はつげん しゅうろう こよう まんだい ろうどう (発言) 就 労チームのテーマは総合福祉法と雇用促進法にまたがる。雇用の問題は労働

世的なくしんぎかい ぎるん 政策審議会で議論しているが、合同作業チームのようにボランティアという位置づけでどれほ どの権威づけがあるものか疑問だ。就 労に関する部会をつくるべきだという意見や要望は強い。

(発言)医療についての推進会議の議論は省 庁ヒアリングでは否定された。総理の下で にようがい きょうじしゃ ぎるん かっきてき こっかい で 書き お ないままがい
障 害のある当事者が議論するのは画期的だが、変革につなげないといけない。作業チームが
ゅうこう
有効なのか心配している。

はつげん かんじゃ けんり めいき いりょうきほんほう ぬ せいしんいりょう はなし (発言)患者の権利を明記した医療基本法を抜きにして、精神医療の話はできない。 びょうけんしょうかいぎ ほうこく てん ふ ハンセン病検 証会議の報告でこの点に触れている。

(発言)特別支援教育の在り方に関する特別委員会が文科省に設けられ、その結論待ちになってしまったため、推進会議が教育に関する部会の設置を求めにくくなった。差別禁止部会の中にインクルーシブ教育の専門家を入れ、教育の合同作業チームにも入ってもらうのがよい。

(発言)今後は厚生労働省との協議の場をもち労働審議会などの状況をつかむ必要がある。

ぎょう その他

(1.障害の表記作業チームより報告)

(2.わかりやすい第一次意見作業チームより報告)

(発言)冊子の案ができたが、とてもわかりやすい。意見があれば水曜日までにお願いしたい。いろいろなところでどんどん活用していただきたい。

(3.地域フォーラムについての報告)

とくべつしえんきょういく あ かた かん とくべついいんかい ほうこく (4.特別支援教育の在り方に関する特別委員会の報告)

(発言)今日は就 学相談、就 学先の決定、合理的配慮などについて議論がされたが、ポイントがつかみにくかった。また、差別、間接差別、合理的配慮についても共 通理解はまだされていないのではないか。